

事業所得と必要経費 ～必要経費の概要 1～

令和3年5月作成



最近ではサラリーマンの人でも副業をする人が増えているようです。副業と言っても掛け持ちでバイト等をする人や、自ら事業を行う人もいます。事業として行う場合、確定申告では「雑所得」として申告することもできますが、「事業所得」として申告し、青色申告の承認を受けると、いくつかの特典を受けることができます。

しかし、青色申告の承認を受けると、きちんと帳簿の作成をしなければならぬ等も負担も生じます。また、帳簿を作成する上で、多くの人が悩むのが必要経費の判断ではないでしょうか？ 必要経費については、国税庁のHPを確認すると、以下のように書かれています。



事業所得、不動産所得及び雑所得の金額を計算する上で、必要経費に算入できる金額は、次の金額です。

- (1) 総収入金額に対応する売上原価その他その**総収入金額を得るために直接要した費用**の額
- (2) その年に生じた販売費、一般管理費その他**業務上の費用**の額

これだけだとよくわかりませんが、(1)は所謂「売上原価」や「製造原価」に相当するものです。小売店では商品の仕入、製造業では原材料の仕入れや工員の賃金などが該当します。(2)は(1)以外の費用で、代表的なものをあげると、従業員の給料、お店の電気代、電話などの通信料、ボールペンなどの事務用品、広告宣伝費や家賃、交際費などが該当します。

そして重要な事項に、「必要経費に計上できる時期はいつなのか」という問題があります。一般的には「お金を払ったときに経費に計上する」という風に考えている人が多いと思います。多くの場合、それが正解になります。しかし国税庁のHPには以下のように書かれています。

必要経費となる金額は、その年において債務の確定した金額(債務の確定によらない減価償却費などの費用もあります)です。つまり、その年に支払った場合でも、その年に債務の確定していないものはその年の必要経費になりませんし、逆に支払っていない場合でも、その年に**債務が確定しているものはその年の必要経費になります**。この場合の「その年において債務が確定している」とは、次の三つの要件を全て満たす場合をいいます。

- (1) その年の12月31日までに**債務が成立**していること。
- (2) その年の12月31日までにその債務に基づいて**具体的な給付をすべき原因となる事実が発生**していること。
- (3) その年の12月31日までに**金額が合理的に算定**できること。

やはりよくわかりません。個人の所得税は1月1日から12月31日までの間にいくら稼いだかという金額に税金を課税します。つまり、**年末・年始以外に発生した支払いについては基本的に支払ったときに必要経費に計上することで構わないこと**になりますが、**年末年始に支払ったものは上記三つの要件を確認しなければいけない**という事です。

今回はそれぞれが何を意味しているのか、もう少しかみ砕いて考えてみたいと思います。